第二十六条の二十七の二　第二十六条の二十五の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる場合に該当し、法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、第二十六条の二十六の二に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　第二十六条の二十五の二第一項第一号に該当する場合　定款又は寄附行為及び第五条の九第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

二　第二十六条の二十五の二第一項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合　次に掲げる書面

イ　［略］

ロ　非営利特例対象法人でなくなつた事実が確認できる書面又は貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

三　第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合　第五条の七第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた事実が確認できる書面

四　第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合　第五条の八第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

［五・六　略］

第二十六条の二十九の二　前条第一項の規定にかかわらず、法第二十四条の六の九の規定により貸金業者が提出する事業報告書は、当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては別紙様式第八号の二、第五条の六第一項の規定により法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第三条第一項の登録を受けており、又は第五条の八第一項の規定により第五条の七第一項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて登録を受けている場合（当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合を除く。）にあつては別紙様式第八号の三により作成しなければならない。

（主任者登録の申請）

第二十六条の五十二　［略］

2　［略］

3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［号を削る。］

一　法第二十四条の二十七第一項第二号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

二　法第二十四条の二十七第一項第一号及び第三号から第八号までに該当しない旨を誓約する書面

三　［略］

4　［略］

5　第三項第二号の書面の様式は、別紙様式第十二号によるものとする。

第二十六条の二十七の二　［同上］

一　第二十六条の二十五の二第一項第一号に該当する場合　定款又は寄附行為及び第五条の五第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　非営利特例対象法人でなくなつた事実が確認できる書面又は貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

三　第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合　第五条の四第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた事実が確認できる書面

四　第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合　第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

［五・六　同上］

第二十六条の二十九の二　前条第一項の規定にかかわらず、法第二十四条の六の九の規定により貸金業者が提出する事業報告書は、当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては別紙様式第八号の二、第五条の三の二第一項の規定により法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第三条第一項の登録を受けており、又は第五条の四の二第一項の規定により第五条の四第一項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて登録を受けている場合（当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合を除く。）にあつては別紙様式第八号の三により作成しなければならない。

（主任者登録の申請）

第二十六条の五十二　［同上］

2　［同上］

3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一　法第二十四条の二十七第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

二　民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により法第二十四条の二十七第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同項第二号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

三　法第二十四条の二十七第一項第三号から第八号までに該当しない旨を誓約する書面

四　［同上］

4　［同上］

5　第三項第三号の書面の様式は、別紙様式第十二号によるものとする。